



枚方市立藤阪小学校PTA規約集

藤阪小学校 PTA 本部発行
(2025 年10月19日改正版)

<目次>

枚方市立藤阪小学校PTA規約	… 2
枚方市立藤阪小学校PTA細則	… 7
枚方市立藤阪小学校 PTA 個人情報取扱方法	… 12

枚方市立藤阪小学校PTA規約

第1章 総則

第1条(名称及び所在地)

この会は、枚方市立藤阪小学校PTAと呼び、事務所を藤阪小学校(以下「本校」という)内に置きます。

第2条(目的)

この会は、教育基本法 の精神にもとづいて、この会の会員である保護者と教職員とが一体となって児童の福祉の増進をはかり、あわせて会員相互の親睦と研修をはかることを目的とします。

第3条(方針)

この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動します。

- (1)この会は、児童の教育と福祉の増進のため活動しますので、この方針に基づく他の団体及び機関と協力します。
- (2)この会は、営利、宗教的または、政治的な活動は行いません。
- (3)この会は、自由で主体性をもった活動をしますので、他の団体または機関の看守を受けません。

第4条(PTA協議会への加盟)

枚方市、大阪府、日本PTA協議会への加盟及び脱退については、総会の議決で決定するものとします。

第2章 会員

第5条(加入資格)

この会への加入資格をもつものは、次の通りです。

- (1)本校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる保護者(以下「保護者」という)
- (2)本校に勤務する教職員

第6条(加入及び退会の意思表示について)

1. 前条の資格を有するもののうち、この会への加入を希望するものは、毎年度、この会宛に書面にて意思表示をしなければなりません。
2. 年度途中で退会を希望するものは、この会宛に書面にて意思表示をしなければなりません。

第7条(権利と義務)

この会の会員は、全て平等の権利を有し義務を負います。

第8条(会員の個人情報の取り扱いについて)

この会の活動を推進する為に必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「枚方市立藤阪小学校 PTA 個人情報取扱方法」に定め適正に運用するものとする。

第3章 総会

第9条(総会の性格と構成)

総会は、この会の最高決議機関であり、全会員をもって構成します。

第10条(総会の開催と通知)

1. 定期総会として、予算総会及び決算総会をそれぞれ年1回開催するものとします。同時開催することも可とします。
2. 会長は、次の場合には、臨時総会を開かなければなりません。
 - (1)役員会が必要と認めた場合
 - (2)全会員の10分の1以上の要求があった場合
3. 総会は、その目的、内容、日時、場所を記載した文書によって、開催日の5日前までに全会員に通知するものとします。但し緊急の場合については、5日未満での開催も認めるものとします。
4. 総会は、書面開催も可とし、その場合も前項を準用します。

第11条(総会の成立、議決及び議長)

1. 総会は、全会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)で成立します。
2. 総会の議決は出席全員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長が決めるものとします。
3. 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出します。議長については役員からの選出も可とします。

第12条(総会の決議事項)

総会で決議する事項は、つぎのとおりです。

- (1)役員及び会計監査の選出
- (2)事業計画と予算
- (3)事業報告と決算
- (4)規約の改正
- (5)その他の重要事項(各PTA協議会への加盟及び脱退、「枚方市立藤阪小学校 PTA 個人情報取扱方法」の改正など)

第4章 役員及び役員会

第13条(役員の種類と定数)

1. この会の役員と定数は、次の通りです。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名～2名
- (3)総務 1名～2名
- (4)書記 1名～2名
- (5)会計 1名～2名

2. 各役員は、原則他の役員を兼ねることはできませんが、不測の事態においては、兼ねることができます。

第14条(役員の任期)

役員の任期は、1年とします。ただし、再選はさしつかえありません。

第15条(役員の選出)

役員の選出は、総会において承認される必要があります。ただし、欠員による対応など不測の事態においては事後の周知も可とします。

第16条(役員会の構成)

- 1. 役員会は、第13条の役員によって構成されます。
- 2. 会員向けの通知等では「PTA 本部」と呼称する場合があります。
- 3. 校長及び教頭は、会長の依頼により、または自ら必要に応じてこれに出席できるものとします。
- 4. 会長は、必要に応じて、役員経験者をはじめ、オブザーバーを役員会に参加させ、意見を聞くことができます。

第17条(役員会の任務)

役員会の任務は次の通りとします。

- (1)規約ならびに総会の決議に従ってこの会の案件を処理すること。
- (2)事業や行事の企画立案や調整。
- (3)総会に提出する案件の審議。
- (4)総会の決議を要しない細則等の改正と周知。
- (5)必要に応じて臨時委員を設置し選解任を行うこと。

第5章 会計監査

第18条(会計監査定数と任務)

- 1. この会の経理を監査するため、2名の会計監査を置きます。
- 2. 会計監査は、年1回決算総会前に、この会の会計監査を行うものとします。なお、役員会の要請があった場合は、年度途中に会計監査を行う必要があります。
- 3. 会計監査は、役員及び他の委員を兼ねることはできません。

第19条(会計監査の選出)

会計監査のうち1名は、原則、前年の役員より選出し、残り1名は教職員から選出することとし、総会において承認される必要があります。ただし、欠員による対応など不測の事態においては事後の周知も可とします。

第6章 役員以外の会員の活動参加について

第20条(活動への参加)

役員以外の会員については、役員会から必要に応じて呼びかけられる諸活動のサポートに積極的に携わります。

第7章 会計と備品

第21条(会計及び会計年度)

1. この会の経費は、会費及びその他の収入をもって、これにあてます。
2. 会費は、会員1家庭月額200円を上限とし、予算案に応じて徴収する金額を役員会で決定するものとします。
3. この会の収支は総会で承認された予算に基づき執行され、会計監査を経て総会に報告し、承認を受けるものとします。
4. この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。
5. 年度途中の退会による会費の払い戻しは行わないものとします。

第22条(この会所有の備品)

1. 備品については、適切な管理に努めます。
2. この会が所有する備品の取り扱いについては細則で定めます。
3. 防災活用の観点から災害時には地域と共用するものとします。平時の貸し出しについては細則で定めます。

第8章 PTA内諸団体(PTAサークル)

第23条(規定)

第2条に基づき、PTA会員の相互の親睦と研修を目的として、現会員、会員OB及びサークルの趣旨に賛同できる方によって結成された団体で、総会の承認を受けたものをいいます。義務や団体の性質については細則で定めます。

第10章 規約の改正と細則

第24条(規約の改正)

規約の改正は、総会の決議を必要とします。

第25条(細則)

この規約の施行に必要な事項については、細則で定めます。細則の改正は役員会で決定します。

(付則)

1. この規約は、1981年5月15日に制定され、即日施行します。
2. この規約は、1987年1月31日に改正され、同年4月1日より施行します。
3. この規約は、1990年3月24日に改正され、同年4月1日より施行します。
4. この規約は、1992年3月21日に改正され、同年4月1日より施行します。
5. この規約は、1995年10月21日に改正され、即日施行します。
6. この規約は、1996年12月7日に改正され、1997年4月1日より施行します。
7. この規約は、2001年12月21日に改正され、即日施行します。
8. この規約は、2004年3月13日に改正され、同年4月1日より施行します。
9. この規約は、2005年3月12日に改正され、同年4月1日より施行します。
10. この規約は、2006年12月16日に改正され、2007年4月1日より施行します。
11. この規約は、2008年3月8日に改正され、同年4月1日より施行します。
12. この規約は、2016年3月5日に改正され、同年4月1日より施行します。
13. この規約は、2017年3月4日に改正され、同年4月1日より施行します。
14. この規約は、2018年3月3日に改正され、同年4月1日より施行します。
15. この規約は、2018年5月19日に改正され、即日施行します。
16. この規約は、2019年3月2日に改正され、即日施行します。
17. この規約は、2021年1月7日に改正され、即日施行します。
18. この規約は、2022年5月21日に改正され、即日施行します。
19. この規約は、2025年5月10日に改正され、即日施行します。
20. この規約は、2025年10月17日に改正され、即日施行しますが、年度内は改正前の規約も参照しながら暫定的に運営します。

枚方市立藤阪小学校PTA細則

本規定は、規約の施行に必要な事項について定めるものである。

第1条(規約第6条関連)

1. PTAへの加入については、様式1「加入届」をこの会の会長宛てに提出することによって意思表示を行うものとします。なお、役員会が指定するその他方法による意思表示も可とします。教職員の加入確認については本校との協議により方法を決定します。
2. 意思確認については毎年度行うものとし、次年度に2年生～5年生の児童が本校に在籍する保護者及び教職員については、次年度役員立候補の受付と同時期に加入届の受付を開始し、2週間以上の受付期間を設けるものとします。
3. 新入生児童及び転入生の保護者並びに転任してきた教職員については、4月中に加入届を提出するものとします。
4. 退会を希望するものは、随時、様式2「退会届」をこの会の会長宛てに提出することにより意思表示を行うものとします。
5. 4月中に退会届が提出されなかった場合は、事務手続き上、会費の引き落としが行われるため、払い戻し対応はできないものとします。
6. 退会した場合は、当該年度における再加入は認めないものとしますが、翌年度以降の再加入は認めるものとします。

第2条(規約第13条関連)

1. 役員については、全体が一つのチームとして、この会の活動を推進します。
2. 前項を踏まえた上で、主な役割分担については以下の通りです。
 - (1)会長 この会の代表者であり、この会の活動全体を統括し、総会をはじめとする各会の招集を行います。
 - (2)副会長 会長を補佐し、この会の諸活動の取りまとめを担います。会長に事故があるときはその職務を代行します。
 - (3)総務 副会長を補佐し、この会の諸活動の遂行を担います。
 - (4)書記 この会の主要会議の議事内容及び活動に関する記録、通信、資料の保管等を行います。
 - (5)会計 この会の会計事務を行い、総会において予算、決算の報告をします。

第3条(規約第14条関連)

1. 役員は、任期満了後も、後任の役員会が構成されるまで職務を行います。
2. 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格します。ただし、この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とします。
3. 会長以外の役員に欠員が生じたときは、他の役員が兼務するか会員より選出して補充することができます。ただし、この場合は全会員に報告するものとし、また、後任者の任期は前任者の残任期間とします。

第4条(規約第15条関連)

1. 役員の立候補は、1週間以上の届け出期間を設けるものとします。その際には規約第13条規

定の役員の種類ごとに受け付けるものとします。

2. 前項の結果、定数以上の立候補があった役職については、抽選によって決定するものとします。ただし、当人らの合意により別の方法も可とします。

3. 第1項の結果、一部の役職に立候補がない場合は、その役職を明示して再度、立候補を受け付ける届け出期間を設けることができます。

4. 再度の届け出期間内にも役員の立候補がない役職については、以下の順序で選出するものとします。

(1) 役員数に合わせた活動の縮小も視野に入れ、まずは、立候補者で運営していくことができないかを検討します。その際、規約13条の定数にのっとり各役職を設置するが兼務も可とします。また、調整の結果により立候補した役職の変更も可とします。

(2) その上でなお、役員候補を会員から抽選で選出する場合は、本校内において、役員経験者（並びに暫定措置として2025年度まで存在した委員の経験者）を除いた会員より、役員会がくじ引きなどの方法により抽選し、当該会員に通知します。

(3) 役員候補として通知された会員は、できる範囲での活動を基本に役員となることを原則としますが、特別の事由があり役員活動が全く出来ない場合は、書面にて辞退の申し出を行うことができ、役員会の承認を持って辞退することが認められます。

第5条(規約第16条関連)

1. 役員会の議長は、会長が行うものとします。会長が不在の際には副会長が代行し、副会長も不在の際には事前に決定された順に代行するものとします。

2. 役員会の決定は、話し合いによる合議を原則としますが、意見が割れる場合は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長が決めるものとします。

3. 役員会の議決については、規約第13条規定の役員のみで行うものとし、一人一票の権利を有するものとします。

第6条(規約第17条関連)

臨時委員は、特定の目的を遂行するため役員会によって選任され、その任務の終了により解任されます。臨時委員の選出については、細則第4条を準用します。

第7条(規約第19条関連)

1. 会計監査について、前年の役員の中に卒業・転出等の理由により該当者のいない場合には、役員に準じて選出します。

2. 会計監査に欠員が生じたときは、会員より選出して補充するものとします。ただし、この場合は全会員に報告するものとし、また後任者の任期は、前任者の残任期間とします。

第8条(規約第22条関連)

1. この会が所有する備品については別途一覧にまとめ管理するものとします。なお、消耗品については記載しません。

2. 備品の本校や校区コミュニティ協議会などへの貸し出し、購入、受入れ、処分などについては、役員会の承認をもって可とします。

3. 備品については常に適切な管理に努めるとともに、毎年度会計監査役による確認を受けるも

のとします。

第9条(規約第23条関連)

1. サークルは以下の義務を負うものとします。

(1)サークルの結成及び存続に当たってはその活動趣旨を明確にし、構成委員、活動内容について書面をもって、PTA全会員に報告しなければいけません。

(2)サークルは新規会員の募集を随時行います。

(3)存続は1年度制とし、総会の承認を必要とします。

2. サークルは、通常の活動範囲においてはPTA本体から制限を受けませんが役員会の要請には原則として従わなければいけません。また、サークルの活動費用については、PTA本体の会計とは独立します。

3. 規約第23条及び本条第1項第2項に違背するような場合には、役員会は該当サークルを即時解散することができます。

第10条(規約第25条関連)

この細則の改正は、役員会で審議し決定します。改正した細則は総会等において、全会員に知らせるものとします。

(付則)

1. この細則は、1990年3月3日に改正され、同年4月1日より適用します。

2. この細則は、1994年10月15日に改正され、同年10月15日より適用します。

3. この細則は、1997年11月29日に改正され、同年11月29日より適用します。

4. この細則は、2001年12月21日に改正され、同年12月21日より適用します。

5. この細則は、2002年5月18日に改正され、同年5月18日より適用します。

6. この細則は、2004年3月13日に改正され、同年4月1日より適用します。

7. この細則は、2005年3月12日に改正され、同年4月1日より適用します。

8. この細則は、2005年5月15日に改正され、同年5月15日より適用します。

9. この細則は、2006年12月16日に改正され、2007年4月1日より適用します。

10. この細則は、2008年3月8日に改正され、同年4月1日より適用します。

11. この細則は、2009年3月7日に改正され、同年4月1日より適用します。

12. この細則は、2016年3月5日に改正され、同年4月1日より施行します。

13. この細則は、2017年3月4日に改正され、同年4月1日より施行します。

14. この細則は、2018年2月6日に改正され、同年2月6日より適用します。

15. この細則は、2019年3月2日に改正され、即日施行します。

16. この細則は、2021年1月7日に改正され、即日施行します。

17. この細則は、2025年5月10日に改正され、即日施行します。

18. この細則は、2025年10月19日に改正され、即日施行しますが、年度内は改正前の細則も参照しながら暫定的に運営します。

枚方市立藤阪小学校 PTA 加入届

加入希望にあたって以下のチェックと太枠内の記入をお願いします。提出日時点の情報で記入してください。

（藤阪小学校 PTA 会長 宛）

☐枚方市立藤阪小学校 PTA 規約に基づき、〇〇年度藤阪小学校 PTA への加入を希望する。

☐会費引き落とし、会員向け資料配布等のため、本校に対し加入家庭であることを情報提供するとともに、
名簿管理のため、在籍児童のクラス・出席番号について本校から情報提供を受けることに同意する。

☐会費引き落としを本校に委任することに同意する。

会員名 ※フルネーム ※各家庭一人記載	フリガナ		提出日	
			年 月 日	
提出日時点の在籍児童	氏名(フルネーム)	クラス	出席番号	
児 童 1 （最年長から順に）	フリガナ	—		
児 童 2	フリガナ	—		
児 童 3	フリガナ	—		

PTA の資料配布は原則、WEB 上で行います。WEB 環境がないなど紙配布を希望する方は右欄にチェックしてください。

PTA 資料
の配布

☐WEB での閲覧ができない
ため、紙配布を希望する

PTA 本部使用欄	受理日	年 月 日
-----------	-----	-------

枚方市立藤阪小学校 PTA 退会届

退会希望にあたって太枠内の記入をお願いします。提出日時点の情報で記入してください。

（藤阪小学校 PTA 会長 宛）

枚方市立藤阪小学校 PTA 規約に基づき、〇〇年度枚方市立藤阪小学校 PTA からの退会を希望します。

会員名 ※フルネーム ※各家庭一人記載	フリガナ		提出日
			年 月 日
提出日時点の在籍児童	氏名(フルネーム)	クラス	出席番号
児 童 1 (最年長から順に)	フリガナ	—	
児 童 2	フリガナ	—	
児 童 3	フリガナ	—	

PTA 本部使用欄	受理日	年 月 日
-----------	-----	-------

枚方市立藤阪小学校 PTA 個人情報取扱方法

第1条(目的)

この個人情報取扱方法は、藤阪小学校 PTA(以下「本会」という)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条(指針)

本会は個人情報保護に関する条例を遵守し運用管理を行う、活動においても個人情報の保護に努める。

第3条(周知)

個人情報の取扱方法は、総会資料または通知により会員に周知する。

第4条(利用目的)

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1)PTA の管理業務
- (2)文書等の送付
- (3)本会役員・委員・会員名簿等の作成

第5条(個人情報の取得)

本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については PTA 会長に書面で提出された事項とする。

第6条(同意の取り消し)

会員は取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目またはすべての事項について、同意を取り消すことができる。

第7条(管理)

- 1. 個人情報は、本会が適正に管理する。
- 2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第8条(第三者提供の制限)

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公共衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する

ことに對して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき